

米穀の産地偽装に係る株式会社ミタキライス等への
立入検査の実施について

(最終報告)

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

三 重 県

目 次

第1章 経過	1
1 勧告・指導・指示	1
2 立入検査	1
第2章 勧告（食糧法）・指示（JAS法）への対応	2
I 食糧法	
1 勧告への対応	2
(1) 全ての加工用米の使用状況の点検と速やかな是正	2
(2) 加工用米を主食用米穀（用途外）として販売（転売）した ことについての原因の究明・分析	3
(3) 加工用米の使用に関する責任の所在の明確化とチェック体制 の整備等再発防止対策の実施	5
(4) 関係法令・通知等を遵守した米穀の適正な流通確保策の実施	7
(5) 事業者からの特記事項	9
2 立入検査の結果	10
II JAS法	
1 指示への対応	11
(1) 全ての食品の表示の点検と速やかな是正	11
(2) 適切に表示事項が表示されなかったこと等についての 原因の究明・分析	11
(3) 品質表示に関する責任の所在の明確化とチェック体制の 強化等再発防止対策の実施	12
(4) 全役員及び全従業員に対する品質表示制度の啓発と その遵守の徹底	14
(5) 事業者からの特記事項	14
2 立入検査の結果	16
第3章 米偽装の検証	17
1 原因等の究明	17
2 再発防止対策	17
第4章 まとめ	19

第1章 経 過

1 勧告・指導・指示

- ① 平成 25 年 9 月 2 日に農林水産省から株式会社ミタキライス等による米の偽装の疑義情報を受け、県の関係 3 課（農林水産部農産園芸課・農産物安全課、健康福祉部食品安全課）が農林水産省と合同で、平成 25 年 9 月 4 日から 10 月 1 日までの間、関係 6 事業者に対し立入調査を行いました。
- ② この結果、株式会社ミタキライス等 6 事業者が共同して、外国産米を含む米穀の産地・産年・品種の偽装、用途限定米穀（加工用米）の主食用途としての販売、虚偽の取引記録の作成等を行っていたことを確認しました。
- ③ 県としては、平成 25 年 10 月 4 日、株式会社ミタキライス（三重県四日市市広永町 1138 番地。以下「ミタキライス」という。）、株式会社ジャパンゼネラル（三重県四日市市新正三丁目 17 番 6 号。以下「ジャパンゼネラル」という。）、稲垣製茶株式会社（三重県四日市市日永五丁目 2 番 21 号。以下「稲垣製茶」という。）及び有限会社榊原商店（三重県四日市市川島町 1777 番地。以下「榊原商店」という。）の県域 4 事業者に対し、いわゆる食糧法、米トレーサビリティ法に基づき、勧告（食糧法）と指導（米トレーサビリティ法）を、ミタキライスとジャパンゼネラルには J A S 法に基づく指示（J A S 法）を行いました。この勧告と指示においては、改善に向けた措置の報告（改善報告書の提出）を求めました。

2 立入検査

- ① ミタキライス等の県域 4 事業者から、勧告・指示に基づき講じた改善措置の報告（改善報告書）の提出を受け、県の関係 3 課は立入検査等により、経営者等からの聴取、伝票検査や在庫確認等を行い、改善報告書の精査を進めました。
- ② 改善報告書において、一部に誤った記載があったもの、添付資料の不備があったもの、事業者間での表現上の相違があったものについては、精査の作業の中で、関係事業者に報告の追加や修正を指示しました。
- ③ 立入検査にあたっては、三瀧商事株式会社（三重県四日市市広永町 1137 番地。以下「三瀧商事」という。）に勧告・指導・指示を行った農林水産省と協議を行いました。

第2章 勸告（食糧法）・指示（JAS法）への対応

三重県では、食糧法とJAS法に基づく立入検査により、次の勸告・指示事項を確認するとともに、今回の事案が発生した原因を究明し、今後の再発防止に役立てるべく、改善報告書の精査を進めました。

（食糧法の勸告）

- (1) 全ての加工用米の使用状況の点検と速やかな是正
- (2) 加工用米を主食用米穀（用途外）として販売（転売）したことについての原因の究明・分析
- (3) 加工用米の使用に関する責任の所在の明確化とチェック体制の整備等再発防止対策の実施
- (4) 関係法令・通知等を遵守した米穀の適正な流通確保策の実施

（JAS法の指示）

- (1) 全ての食品の表示の点検と速やかな是正
- (2) 適切に表示事項が表示されなかったこと等についての原因の究明・分析
- (3) 品質表示に関する責任の所在の明確化とチェック体制の強化等再発防止対策の実施
- (4) 全役員及び全従業員に対する品質表示制度の啓発とその遵守の徹底

I 食糧法

1 勸告への対応

- (1) 全ての加工用米の使用状況の点検と速やかな是正

（ミタキライス）

【改善報告書の概要】

- ① 加工用米の販売を含む不適切な取引を9月4日より中止したこと。
- ② 在庫確認によって、110袋（30kg/袋）の加工用米を確認したため、移動禁止の張り紙を貼り移動を禁止して使用を中止したこと。

【立入検査の概要】

- ① 北村文伸元取締役からの聴取、取引台帳や伝票の検査により、平成25年9月4日以降の取引が行われていないことを確認しました。
- ② 加工用米の在庫量を検査し、報告書に記述されている量（30kg入り110袋）が保管されていること、その在庫米に移動禁止の張り紙が貼付され移動が禁止されていることを確認しました。また、移動させる場合の専用の伝票と台帳を検査し、適正に管理されていることを確認しました。

（稲垣製茶）

【改善報告書の概要】

- ① 三瀧商事に転売をしていた事以外に転売等用途以外の使用は行ったことはないこ

と。

【立入検査の概要】

- ① 稲垣剛代表取締役からの聴取や伝票の検査により、転売等の用途以外の使用はないことを確認しました。

※ジャパンゼネラルと榊原商店に対しては、立入調査で加工用米を取り扱っていないことを確認したため、この項目に関する勧告は行っていません。

(2) 加工用米を主食用米穀（用途外）として販売（転売）したことについての原因の究明・分析

（ミタキライス）

【改善報告書の概要】

- ① 加工用米の販売は、価格変動の激しい米の納入価格に係る厳しい競争の中で、服部月松元代表取締役により考案され開始されたものであること。
- ② 服部月松元代表取締役の死亡以前においては、同氏の指示には絶対に服従しなければならない企業風土が根付き、北村文伸取締役、北村専之管理部次長など、会社の誰もが服部月松元代表取締役の命令に従わざるを得なかったこと。また、服部洋子代表取締役は、具体的指示を出したり、主導したことはなかったが、概要報告を受けており、会社の企業風土の下、異をとらえたり止めたりすることができず、結果として容認していたこと。
- ③ 服部月松元代表取締役の死亡後は、北村文伸取締役が主食用米と加工用米の配合を指示し、北村専之管理部次長が加工用米の販売が発覚しないよう、不正な資料を作成していたこと。また、服部洋子代表取締役は、具体的指示を出したり主導したりしたことはなかったものの、概要報告を受け、北村文伸取締役らの行為に異をとらえず結果的に容認していたこと。
- ④ 服部月松元代表取締役の死亡後も加工用米の販売が継続された原因は、北村文伸取締役及び北村専之管理部次長らの規範意識の鈍磨と考えること。
- ⑤ 服部月松元代表取締役の死亡以前も死亡後も、社内のチェック体制や内部統制の体制は整備されていなかったこと。

【立入検査の概要】

- ① 改善報告書の確認を進める中で、添付資料の不備、文中の誤記載等があったため、修正を指示したところ、平成 25 年 11 月 15 日付で改善報告書の再提出があり、北村文伸元取締役からの再聴取によって、その改善報告書の記載内容を確認しました。
- ② 立入検査時に、服部洋子代表清算人の同席を求め、直接事実確認を行おうとしましたが、体調不良を理由に聴取できず、北村文伸元取締役からの聴取によって、服部月松元代表取締役、北村文伸元取締役や北村専之元管理部次長の指示により米の偽装が行われており、服部洋子代表清算人からの指示はなかったという改善報告書の内容を確認しました。

(ジャパnzeネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 今回の行為は、三瀧商事の服部洋子代表取締役と当社服部月松共同代表取締役（三瀧商事元代表取締役）からの指示で行ったこと。
- ② 指示どおりに伝票処理を行い、商品が手元に届くことはなかったが、伝票等の内容から用途限定米穀（加工用米）に関する不正な偽装を行っているのであろうと見当はついていました。
- ③ 当時の関係から、事業継続のためには、三瀧商事の服部洋子代表取締役らの要請を拒絶することは困難であり、不正行為に加担したこと。

【立入検査の概要】

- ① 服部俊昭代表取締役からの聴取により、米偽装に関する伝票処理を行っていたという改善報告書の内容を確認しました。
- ② 服部俊昭代表取締役は、三瀧商事の服部月松元代表取締役や服部洋子代表清算人（前代表取締役）から、必要の都度、指示書で、伝票に記載する米の産地・産年・品種の指示を受けていました。

(稲垣製茶)

【改善報告書の概要】

- ① 三瀧商事から加工用米の転売に関する要請があったが、その際、企業規模の大幅な違いや影響力の強さから、当社への影響と転売の行為を天秤に掛けた結果受けてしまったこと。
- ② 関係法令等についての勉強不足も法令を遵守できなかった要因と考えること。
- ③ 数量管理については、茶製造のための使用分も日々の使用記録を付けていなかったこと。

【立入検査の概要】

- ① 稲垣剛代表取締役からの聴取により、加工用米の転売行為は、他の役員や従業員に相談することなく、代表取締役が決断し実行したこと等違法な取引を開始した経緯等を確認しました。
- ② 数量管理については、日々の使用記録を付けていなかったため、記録資料の作成を指示し、後日、台帳が適正に整備されていることを確認しました。
- ③ 稲垣剛代表取締役に、今回の加工用米の転売行為は三瀧商事の誰からの指示によるものかを確認しましたが、記憶が定かでないとの回答でした。

(榊原商店)

【改善報告書の概要】

- ① 玄米茶の大口販売先から契約を打ち切れ、新たな販売先を見つける見込みが立たなかったことから、加工用米の仕入れの中止と、加工用米の仕入れ先である全国穀類工業協同組合三重県支部からの脱退を同支部に申し入れたところ、三瀧商事から契約を続けることを強く要請され、仕入れの継続と加工用米の転売に応じた

こと。

- ② 社長は、三瀧商事への転売が違法行為であるという認識はあったが、食糧法の規定を熟知していなかったこともあり、法令を遵守する社内体制になっていなかったこと。
- ③ 会社全体において、関係法令の周知と知識の共有が徹底していなかったため、違法行為を監視・注意できる社内体制になっていなかったこと。
- ④ これらの経緯を踏まえ、加工用米の在庫を大量に抱えたこと、関係法令を遵守する体制が不備であったこと、役員・社員の立場を超えて相互に注意しあえる環境ではなかったこと、複数人によるチェック体制がなかったこと、原料の仕入、加工、出荷の数量が不明瞭であったこと、利益追求を優先して販売先の言いなりになり法令遵守が疎かになったことが原因であると分析したこと。

【立入検査の概要】

- ① 榊原一博代表取締役のほか榊原久美監査役、榊原由佳取締役も同席の上で、聴取を行い、今回の違法な転売は、代表取締役一人で決め実施したものであるが、監査役も承知していたこと、従業員は知らないことなど、違法な取引を開始した経緯や原因を確認しました。

(3)加工用米の使用に関する責任の所在の明確化とチェック体制の整備等再発防止対策の実施

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- 1) 責任の所在
 - ① 服部月松元代表取締役は、加工用米の販売の考案者であり、会社を統括支配する立場で加工用米の販売を主導し、最も重い責任があること。
 - ② 北村文伸取締役は、服部月松元代表取締役の死亡前は、加工用米の販売を認識し容認するとともに、加工用米の管理を行っており、同氏の死亡後は、仕入れと在庫の責任者として、加工用米の販売の継続を主導したこと。
 - ③ 北村専之管理部次長は、服部月松元代表取締役の死亡前は、加工用米の販売を認識し容認するとともに、販売が発覚しないよう不適正な資料作成を行い、同氏の死亡後も、経理責任者として不適正な資料作成を行っていたこと。
 - ④ 服部洋子代表取締役は、服部月松元代表取締役の死亡前も死亡後も、概要の報告を受けていたが、行為に異をとらえず、結果的に容認していたこと。
 - ⑤ 今後、服部洋子代表取締役、北村文伸取締役、北村専之管理部次長が、それぞれ代表清算人、取締役、管理部次長として、米穀の流通に係る法令遵守に関する責任を負うこと。
- 2) チェック体制の整備等再発防止対策
 - ① 抜本的な再発防止策として、会社の解散及び清算を決定したこと。
 - ② 清算手続中の再発を防止するべく役員及び従業員に法令遵守の啓発・教育を実施したこと。

- ③ 清算手続中の再発を防ぐため、加工用米を含めた商品の移動、使用に関する適正な管理を行うこと。

3) 今後の販売計画

- ① 9月3日の加工用米の販売が発覚する以前に製造され加工用米の混入が疑われる主食用米、及び9月3日以前に製造された主食用米で納品先より返却されたものについて、加工用米が混入していないと確認できるもの以外は、その数量を確認の上、焼却廃棄処分とし、その記録としてマニフェスト等を保管すること。
- ② 9月3日以前に製造されたもので、生産履歴が確認でき、加工用米が混入していないと確認できるものについては、適正な表示の元で販売すること。
- ③ 9月3日以降に在庫として所有している加工用米（30kg・110袋）については、焼却廃棄処分とし、その記録として廃棄物のマニフェスト等を保管すること。

【立入検査の概要】

- ① 北村文伸元取締役からの聴取により、改善報告書の記載内容について、事実の確認を進める中で、JAS法による改善報告書の記述内容との不整合、添付資料の不備等があったため、修正を指示したところ、11月15日付で改善報告書の再提出があり、北村文伸元取締役からの再聴取によって、責任の所在や啓発・教育の実施状況を確認しました。
- ② 官報により会社の解散・清算の事実を確認するとともに、北村文伸元取締役から解散・清算の手続きを聴取しました。
- ③ 会社の倉庫において、焼却廃棄リストに載っている米穀の検査を行いました。が、会社の対象リストと現物の重量が一部不整合であったため、再精査を求め、後日適正であることを確認しました。
- ④ 倉庫での在庫確認として、米の入荷・出荷記録と米在庫等の照合を行いました。が、対象リストと現物の数量が一部不整合であったため、再確認を指示し、後日、適正であることを確認しました。また、現物確認で、適正な表示がなされていることを確認しました。
- ⑤ 産業廃棄物のマニフェストにより焼却処分を確認するとともに、倉庫の現物確認により、加工用米の混入が疑われる米と保管されていた加工用米（30kg・110袋）が、全て焼却廃棄処分されたことを確認しました。

(ジャパnzeネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成25年9月4日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

(稲垣製茶)

【改善報告書の概要】

- ① 会社での加工用米の在庫数を減らすこと。
- ② 責任者を明確にした組織体制を作り、入荷・使用数量のチェックと記録を行うこと。
- ③ 現在認証を受けている有機JAS商品についての検査・指導を継続し、有機JAS商品に使用している情報・記録をすべての加工用米についても行き、作業プロセスを確認できる仕組みを作ること。
- ④ 加工用米精米作業記録の内容を改善し、製品まで追跡できるようにすること。

【立入検査の概要】

- ① 工場内の加工用米の在庫数を検査し、在庫管理が報告書の記述どおりに進められていることを確認しました。
- ② 稲垣剛代表取締役からの聴取により、チェック機能を高める組織体制・管理体制の内容を確認するとともに、有機JASの手法も応用して管理の改善を図った作業記録を確認しました。

(榊原商店)

【改善報告書の概要】

- ① 会社全体で関係法令についての勉強会を開催し、理解を深めること。
- ② 休憩時間内で月に1回、業務内容等で気づいた点を話し合う機会を作ること。
- ③ 玄米加工品の製造責任者と販売責任者について、複数の責任者を決め、チェック体制を強化すること。
- ④ 原料米穀加工台帳と製品販売台帳を作成し、加工・販売の都度記入して管理すること。
- ⑤ 法令遵守を最優先し、その上で利益を追求するように努めること。

【立入検査の概要】

- ① 榊原一博代表取締役から会社の考え方を聴取するとともに、新たに作成した管理台帳（加工台帳・販売台帳）の記録状況を検査し、チェック体制と原料・製品の管理方法を確認しました。
- ② 榊原一博代表取締役及び新たに法令遵守担当責任者になった榊原由佳取締役からの聴取、開催資料の検査により、勉強会や定期的社内ミーティングの実施状況を確認しました。

(4) 関係法令・通知等を遵守した米穀の適正な流通確保策の実施

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- ① 役職員に対する法令等遵守の重要性についての啓発・教育のための会議・学習会を10月28日に実施したこと。

【立入検査の概要】

- ① 北村文伸元取締役からの聴取と使用した資料の検査により、法令遵守の勉強会を確認しました。

(ジャパンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

(稲垣製茶)

【改善報告書の概要】

- ① 各責任者等による勉強会を実施したこと。
- ② 全従業員を対象に週 1 回以上の朝礼にて連絡・教育等を行っているが、今後も適宜法令遵守のための朝礼や勉強会を開催していくこと。
- ③ 現在保有している加工用米を最後に今後の買付は行わないこと。

【立入検査の概要】

- ① 稲垣剛代表取締役や従業員からの聴取、開催資料の検査により、勉強会等の実施状況を確認しました。
- ② 稲垣剛代表取締役から今後の加工用米の買付方針が報告書の記述どおりであることを確認するとともに、加工用米の使用状況及び加工用米が保管されている倉庫の在庫量を確認しました。

(榊原商店)

【改善報告書の概要】

- ① 適正な流通が行われているかが明確にわかるように、原料米穀加工台帳と製品販売台帳を作成し記入するとともに、第三者にも確認したことがわかる項目を設けるほか、直ちに第三者に（県の調査時等に）提示できる状態にすること。
- ② 法令遵守に必要な情報を共有できるようにし、研修会等には積極的に出席すること。
- ③ 平成 24 年 3 月 31 日をもって全国穀類工業協同組合を脱退し、今後、加工用米の取扱いほしないこと。
- ④ 平成 25 年 9 月 16 日に加工用米について調べたが、在庫は全くないこと。

【立入検査の概要】

- ① 榊原一博代表取締役から会社の考え方を聴取するとともに、新たに作成された台帳の記録状況を確認しました。

- ② 平成 25 年 11 月 25 日のコンプライアンス研修会（県主催）に、法令遵守の責任者となった榊原由佳取締役が参加し、その内容を社内で伝達していることを確認しました。
- ③ 工場や倉庫での在庫状況や全国穀類工業協同組合の脱退届を検査し、在庫の加工用米はないこと、全国穀類工業協同組合から脱退していることを確認しました。
- ④ 加工用米の使用はありませんでしたが、用途限定米穀には該当しないヤケ米（くず米の一種）を使って玄米茶を生産していることを確認しましたので、法令を遵守した適正な流通対策を指導しました。

（5）事業者からの特記事項

改善報告書において、勧告以外の内容の記載がありましたが、今回の勧告に関連する部分について、立入検査で確認しました。

（ミタキライス）

【改善報告書の概要】

- ① 10 月 7 日から 9 日にかけて販売先に謝罪文を送付するとともに、10 月 10 日付けで解散し、10 月 11 日から 15 日にかけて解散清算の方針を販売先・仕入先に通知したことです。
- ② 既に受注済みの取引について年内を目処に履行を完了する方針であり、残余の在庫米については清算業務の一部として適切な換価に努める予定であること。この取引履行、在庫商品換価にあたっては、生産履歴確認を行い加工用米が混入していないと確認できるもののみを対象として、適正な表示のもとで販売することを徹底すること。

【立入検査の概要】

- ① 北村文伸元取締役に対する聴取、伝票や台帳の調査、現場での確認などにより、在庫米の処理、販売先・仕入先への対応について、改善報告書の内容どおり処理されていることを確認しました。

（ジャパンゼネラル）

【改善報告書の概要】

- ① 平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

2 立入検査の結果

今回の立入検査において、ミタキライス、ジャパンゼネラル、稲垣製茶、榊原商店の改善報告書に基づき、加工用米の使用状況の点検と是正、原因の究明・分析、再発防止対策や米穀の適正な流通確保策の実施に関して、事業者の検討内容や対応状況を確認したところ、食糧法が規定する適正かつ円滑な米穀の流通が確保されていると判断しました。

偽装の原因については、ミタキライスの服部洋子代表清算人による偽装への具体的指示や主導の部分が、ミタキライスとジャパンゼネラルの改善報告書等に相違がある点を除けば、4事業者の究明や分析は詳細に行われています。

ミタキライスの服部洋子代表清算人による偽装への関与については、ミタキライスへの立入検査で、服部洋子代表清算人が、北村文伸元取締役から偽装の報告を受けており、結果的に容認していたとの説明を受けました。

しかしながら、服部洋子代表清算人の体調不良のため、本人から聴取ができず、北村文伸元取締役からの聴取においても、ジャパンゼネラルの改善報告書等との相違は明らかになりませんでした。

立入検査は、食糧法の施行に必要な限度において行えるものであり、今回の原因の究明・分析で、今後の再発防止対策を検討し、実行できると考え、ミタキライスとジャパンゼネラルの改善報告書等の相違について、これ以上の検査は必要ないと判断しました。

Ⅱ J A S 法

1 指示への対応

(1) 全ての食品の表示の点検と速やかな是正

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- ① 全ての販売商品の表示点検を10月7日、10月25日に行ったこと。
- ② 伝票記載事項の確認を10月15日、10月16日に行ったこと。
- ③ 倉庫の真正性を確認できる状態を継続するために、9月3日以前に入荷履歴の確認ができた商品を対象に、記録に残していること。

【立入検査の概要】

- ① 全ての食品の表示と伝票記載事項を確認しました。
- ② 入出荷マニュアルに基づき入出荷状況等进行检查しましたが、台帳と現物の数量に一部不整合があったため、再点検を指示したところ、後日、修正された入出荷状況等を確認しました。

(ジャパンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成25年9月4日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

(2) 適切に表示事項が表示されなかったこと等についての原因の究明・分析

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- ① 外国産米の混合は、価格変動の激しい米の納入価格に係る厳しい競争の中で、服部月松元代表取締役により考案され開始されたものであること。
- ② 服部月松元代表取締役の死亡以前においては、同氏の指示には絶対に服従しなければならない企業風土が根付き、北村文伸取締役、北村専之管理部次長など、会社の誰もが服部月松元代表取締役の命令に従わざるを得なかったこと。また、服部洋子代表取締役は、具体的指示を出したり、主導したことはなかったが、概要報告を受けており、会社の企業風土の下、異をとねえたり止めたりすることができず、結果として容認していたこと。
- ③ 服部月松元代表取締役の死亡後は、北村文伸取締役が国産米と外国産米の配合を指示し、北村専之管理部次長が外国産米の混入が発覚しないよう、不正な資料を作成していたこと。また、服部洋子代表取締役は、具体的指示を出したり主導したりしたことはなかったものの、概要報告を受け、北村文伸取締役らの行為に異

をとえず結果的に容認していたこと。

- ④ 服部月松元代表取締役の死亡後も不適正表示が継続された原因は、北村文伸取締役及び北村専之管理部次長らの規範意識の鈍磨と考えること。
- ⑤ 服部月松元代表取締役の死亡以前も死亡後も、社内のチェック体制や内部統制の体制は整備されていなかったこと。

【立入検査の概要】

- ① 立入検査時に、服部洋子代表清算人の同席を求め、直接事実確認を行おうとしましたが、体調不良を理由に聴取できず、北村文伸元取締役からの聴取によって、服部月松元代表取締役、北村文伸元取締役、北村専之元管理部次長の指示により米の偽装が行われており、服部洋子代表清算人からの指示はなかったという改善報告書の内容を確認しました。

(ジャバンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 今回の行為は、三瀧商事の服部洋子代表取締役と当社服部月松共同代表取締役(三瀧商事元代表取締役)からの指示で行ったこと。
- ② 指示どおりに伝票処理を行い、商品が手元に届くことはなかったが、伝票等の内容から用途限定米穀(加工用米)に関する不正な偽装を行っているであろうと見当はついていたこと。
- ③ 当時の関係から、事業継続のためには、三瀧商事の服部洋子代表取締役らの要請を拒絶することは困難であり、不正行為に加担したこと。

【立入検査の概要】

- ① 服部俊昭代表取締役からの聴取により、米偽装に関する伝票処理を行っていたという改善報告書の内容を確認しました。
- ② 服部俊昭代表取締役は、三瀧商事の服部月松元代表取締役や服部洋子代表清算人(前代表取締役)から、必要の都度、指示書で、伝票に記載する米の産地・産年・品種の指示を受けていました。

(3) 品質表示に関する責任の所在の明確化とチェック体制の強化等再発防止対策の実施(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

1) 責任の所在

- ① 服部月松元代表取締役は、不適正表示の考案者であり、会社を統括支配する立場で不適正表示を主導し、最も重い責任があること。
- ② 北村文伸取締役は、服部月松元代表取締役の死亡前は、外国産米の混合を認識し容認するとともに、外国産米の管理を行っており、同氏の死亡後は、仕入れと在庫の責任者として、不適正表示の継続を主導したこと。
- ③ 北村専之管理部次長は、服部月松元代表取締役の死亡前は、外国産米の混合を認識し容認するとともに、不適正表示が発覚しないよう不適正な資料作成を行い、

同氏の死亡後も、経理責任者として伝票等の経理資料を作成・管理していたこと。

- ④ 服部洋子代表取締役は、服部月松元代表取締役の死亡前も死亡後も、概要の報告を受けていたが、行為に異をとらえず、結果的に容認していたこと。
 - ⑤ 今後、服部洋子代表取締役、北村文伸取締役、北村専之管理部次長が、それぞれ代表清算人、取締役、管理部次長として、米穀の流通に係る法令遵守に関する責任を負うこと。
- 2) チェック体制の強化、拡充等
- ① 荷物の受領者が入荷時に伝票の記載に間違いがなければ伝票上の空欄にレ点を書き込む。その上で、当該伝票に荷物の受領者がサインを行い、伝票に記載がない場合は確認をする。確認が取れるまでその商品・原料の使用は差し控え、確認が取れた場合は伝票を訂正すること。
- 3) 再発防止策
- ① 抜本的な再発防止策として、会社の解散及び清算を決定したこと。
 - ② 清算手続中の再発を防止するべく役員及び従業員に法令遵守の啓発・教育を実施したこと。
 - ③ 清算手続中の再発を防ぐため、入出荷マニュアルを作成し、真正性が確保できるよう、各工場に対して指示したこと。
 - ④ 今後の販売計画として、
 - ア. 品質表示の真正性が確認できるものだけを売却していること。
 - イ. 製造履歴の不明な物、及び納品先より返却された商品で製造履歴の不明なものについては、焼却廃棄し、記録としてマニフェスト等を保管すること。
 - ウ. 生産履歴が確認でき、品質表示の真正性が確認できるもので、納品先より返却されてきたものは、適正な表示を行い販売すること。
 - エ. 用途限定米穀（加工用米）30kg で 110 袋は、焼却廃棄処分とし、その記録としてマニフェスト等を保管すること。

【立入検査の概要】

- ① 官報により会社の解散・清算の事実を確認するとともに、北村文伸元取締役から解散・清算の手続きを聴取しました。
- ② 北村文伸元取締役からの聴取により、責任の所在について確認するとともに、伝票の精査を通じて、チェック体制の強化、拡充等について確認しました。
- ③ 北村文伸元取締役からの聴取により、役員及び従業員に対する法令遵守の啓発・教育の実施状況を確認するとともに、入出荷マニュアルに基づき米穀の管理が適正に行われているかを検査しましたが、台帳と現物の数量が一部不整合であったため、再確認を指示し、再検査において、入出荷マニュアルの運用状況を確認しました。
- ④ 倉庫での在庫確認の際に、適正な表示が行なわれていることを確認しました。
- ⑤ 北村文伸元取締役からの聴取により、廃棄については用途限定米穀の入ったものについては焼却処分、それ以外のものは堆肥化により処分するとの説明がありました。

このため、産業廃棄物のマニフェストにより、焼却処分や堆肥化について確認しました。また、倉庫で保管されていた廃棄用米穀がすべて処分されたことを確認しました。

(ジャパンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

(4) 全役員及び全従業員に対する品質表示制度の啓発とその遵守の徹底

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- ① 食品の品質表示を含む法令等遵守の重要性についての啓発・教育のための会議・学習会を、10月28日に実施したこと。
- ② 入出荷マニュアルに基づき食品表示の伝達を確実にを行い、商品製造時の表示の真正性が確保できるよう、当社各工場に対し指示したこと。

【立入検査の概要】

- ① 北村文伸元取締役に対する聴取により、役員及び従業員に法令遵守の啓発・教育を実施したことを確認しました。
- ② 伝票の検査により、入出荷マニュアルの運用状況を確認しましたが、台帳と現物の数量が一部不整合であったため、再点検を指示し、再検査により修正内容を確認しました。

(ジャパンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を検査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続きが開始されたことを確認しました。

(5) 事業者からの特記事項

改善報告書において、指示以外の内容の記載がありましたが、今回の指示に関する関連する部分については、立入検査で確認しました。

(ミタキライス)

【改善報告書の概要】

- 1) 新たにA社の弁当米にも約 120t の中国産米の混入があった事実が判明。平成 21 年 2 月頃から平成 25 年 8 月までの間で約 1,309t の中国産米が袋詰め精米等に使用されていた事実が判明したこと。
- 2) 販売先への対応
 - ① 10 月 7 日から 9 日にかけて販売先に謝罪文を送付したこと。
 - ② 10 月 10 日付けで解散し、10 月 11 日から 15 日にかけて解散清算の方針を販売先・仕入先に通知したこと。
 - ③ 外国産米の混入が判明したB社及びC社に対し、謝罪文を送付したこと。
 - ④ 既に受注済みの取引について年内を目処に履行を完了する方針であり、残余の在庫商品については清算業務の一部として適切な換価に努める予定であるとのこと。なお、かかる取引履行、在庫商品換価にあたっては、生産履歴確認を行い加工用米が混入していないと確認できるもののみを対象として、適正な表示のもとで販売することを徹底すること。
 - ⑤ 会社所有の不動産や設備類は、清算手続中の適切な時期に売却等換価を行う予定であること。

【立入検査の概要】

北村文伸元取締役に対する聴取、伝票の調査、現場での確認などにより、中国産米の混入、販売先への対応について、改善報告書の内容どおり処理されていることを確認しました。

(ジャパンゼネラル)

【改善報告書の概要】

- ① 平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めていること。

【立入検査の概要】

- ① 会社の事務所（四日市市内）の状況を調査し、営業がなされていないことを確認しました。
- ② 東京地裁の破産手続が開始されたことを確認しました。

2 立入検査の結果

今回の立入検査において、ミタキライス、ジャパンゼネラルの改善報告書に基づき、食品の表示の点検と是正、原因の究明・分析、再発防止対策の実施、品質表示制度の啓発と遵守に関して、事業者の検討内容や対応状況を確認したところ、JAS法が規定する米穀の品質に関する適正な表示が確保されていると判断しました。

偽装の原因については、ミタキライスの服部洋子代表清算人による偽装への具体的指示や主導の部分が、ミタキライスとジャパンゼネラルの改善報告書等に相違がある点を除けば、4事業者の究明や分析は詳細に行われています。

ミタキライスの服部洋子代表清算人による偽装への関与については、ミタキライスへの立入検査で、服部洋子代表清算人が、北村文伸元取締役から偽装の報告を受けており、結果的に容認していたとの説明は受けました。

しかしながら、服部洋子代表清算人の体調不良のため、本人から聴取ができず、北村文伸元取締役からの聴取においても、ジャパンゼネラルの改善報告書等との相違は明らかになりませんでした。

立入検査は、JAS法の施行に必要な限度において行えるものであり、今回の原因の究明・分析で、今後の再発防止対策を検討し、実行できると考え、ミタキライスとジャパンゼネラルの改善報告書等の相違について、これ以上の検査は必要ないと判断しました。

第3章 米偽装の検証

1 原因等の究明

米の偽装の疑義情報に基づく立入調査や県域4事業者から提出された改善報告書に対する立入検査を通じて、米偽装が起きた原因や課題としては、次の点が考えられます。

(1) 原因（事業者）

① 法令遵守意識

経営者は法令等の規則は知っていたものの、法令遵守意識が欠如し、自らが違法な行為を指示・実行しており、会社全体としても法令遵守意識が希薄で関係法令の知識が不十分なため、結果的に経営者の指示どおり違法な行為を実行していました。

② 点検体制や仕組み

販売や流通等が法令に照らして適切に行われているかをチェックする責任者の明確化、作業マニュアルやチェックリストの作成など組織全体で点検する体制等が欠如していたとともに、経営者と従業員が定期的に意思疎通を図り、適切な販売や流通等を一体となっていける仕組みがありませんでした。

③ 組織風土

経営者の違法な行為に異議を言い出せない雰囲気があり、違法とは認識しながら利益確保を優先させる企業体質があっただけでなく、消費者（顧客）に対して正しい表示等を行わなければならないと考える規範意識が鈍磨していました。

(2) 課題（三重県）

① 調査手法

加工用米や外国産米は、主食用米との違いを肉眼で確認することは難しく、調査先の伝票検査だけでは違法行為や間違いを発見できなかったとともに、調査先だけの検査に終わっており、仕入先や納入先を調べていなかったほか、立入調査の回数に限界があり、十分な調査ができていませんでした。

② 関係機関の連携

各法に基づく立入調査について、国等関係機関との情報共有や連携が不十分でした。

③ 法令知識の啓発

事業者の法令遵守意識の醸成や法令内容の周知が不十分でした。

2 再発防止対策

今回の原因等の究明を踏まえて、事業者として必要な再発防止対策を提言するとともに、県として、食糧法やJAS法等の適法な運用を促進するため、次の観点から、食の安全・安心の取組を見直していきます。

(事業者)

① 法令遵守意識の醸成や関係法令知識の習得の推進

経営者は、自らが法令遵守意識の大切さや必要性を十分自覚し、関係法令を習得するとともに、全従業員を対象とした法令遵守意識の向上や関係法令の習得を図り、適正な販売や流通等が行える組織としていく必要があります。

② 点検体制や仕組みの整備

販売や流通等において、関係法令が求めている作業や表示をチェックする責任者を設置し、担当者が確実に点検できるように作業マニュアルやチェックリストを作成するなど、その実態に応じた点検の体制や仕組みを構築し、経営者と従業員が一体となって実施していくことが重要です。

③ 組織風土の改革

経営者と従業員が連携して、あらゆる機会を通じて、違法な販売や流通等をさせないという共通認識を持てるようにする必要があります。

(三重県)

① 事業者による再発防止策への支援

事業者のコンプライアンス意識の向上と自主的な取組を支援するため研修会を開催するとともに、事業者がコンプライアンスに関する体制整備や継続的な仕組みづくりに向けて自主的に取り組む場合に、講師派遣などの支援を行います。

② 監視指導の強化

本年度実施した特別監視指導の手法を活用するとともに、国等関係機関との連携を図るなど監視指導の強化を図ります。

調査対象事業者の伝票調査に加え、適宜、仕入先や納入先の調査も併せて実施し、さらに伝票調査を補完するために科学的検査（DNA検査等）も行います。

また、関係機関との連携を図るため、「三重県食品表示監視協議会」（事務局：東海農政局津地域センター）において監視指導の手法等について検討を行うとともに、監視指導強化月間（仮称）を設定し、関係部署が連携して重点的な監視指導を行います。

第4章 まとめ

今回の米の偽装等は、三瀧商事、ミタキライスなど6事業者が、米の産地、品種等の偽装、加工用米の主食用途としての販売、虚偽の取引記録の作成等を行っていたものです。

県内の大手米穀取扱事業者等が、このような偽装等を行っていたことは極めて遺憾であり、消費者の米に対する信頼を損ねるとともに、食の安全・安心に対する不信感が高まることを危惧しています。

県としては、ミタキライスなど県域の4事業者に、いわゆる食糧法、米トレーサビリティ法及びJAS法に基づく勧告、指示等を行いました。これに対し、改善報告書が提出されたことから、立入検査により、報告書の内容の精査を進め、原因究明や再発防止対策等を検証してきました。

そのなかで、事業者においては、法令遵守意識の欠如や希薄、関係法令知識の不足、販売や流通等での点検体制の未整備、違法な行為に異議を言い出せない雰囲気等の組織風土の課題が明らかになりました。

県においては、調査手法の改善の必要性、立入調査での国等関係機関との連携不足、関係法令等の周知不足が明らかになり、これらの原因を踏まえて、再発防止対策を検討するとともに、着手できる対策は速やかに実施してきました。

県議会においては、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会」が設置され、条例の検証が進められるとともに、県では、県内の主要な米穀取扱事業者28者に対し、国の協力も得ながら、伝票等による調査に加えて、米の品種や原産地を確認するDNA検査等も実施する特別監視指導を行っており、その結果については、逐次、県のホームページで公表しています。

今回、法に基づく立入検査について、最終報告を行いますが、これで米偽装への対応が終わったわけではありません。今後、この報告を踏まえ、偽装等を行った米穀取扱事業者の再発防止だけでなく、県内の米穀取扱事業者による米取引での違法行為の発生防止を図り、県内の米の適正な流通を確保するため、検討した再発防止対策等を着実に実施し、一日も早い信頼回復を図りたいと考えています。